

平成27年4月30日

各 位

会社名 フルサト工業株式会社
代表者 取締役社長 古里 龍平
(コード番号 8087 東証第1部)
問合せ先 常務取締役 大西 聡
(TEL 06-6946-9605)

内部統制システムの基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成27年4月30日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針の一部改定を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

(改定箇所および追記は下線で示しております)

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1). 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程、コンプライアンスマニュアルに従い、経営に関する重要事項を決定する。
 - (2). 取締役は、法令、定款、取締役会決議、職務分掌規程、業務決裁基準、その他社内諸規程に従い、当社の業務を執行する。
 - (3). 取締役会が取締役の職務執行を監督するため、取締役は担当職務の執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行状況を相互に監視・監督する。
 - (4). 監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、内部監査室や会計監査人と連携して、監査基準や監査計画に則り、取締役の職務執行の監査を実施する。
 - (5). 取締役を含む役職員の職務執行に係るコンプライアンス全般に関しては、社内に所定の通報相談窓口を設ける。
2. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1). 使用人は、法令、定款はもとより、コンプライアンスマニュアル、行動規範および社内諸規程に則り行動するものとする。
 - (2). 使用人は、法令、定款、社内規則等の違反行為、あるいは社会通念に反する行為等を発見した場合は、コンプライアンスマニュアルに示された社内の所定の窓口に通報する。
 - (3). 内部監査室は、業務全般に関し法令、定款および社内規程の遵守状況、職務の執行手続および内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施し、社長および監査役に報告するとともに、発見した課題、問題については、必要に応じてフォローアップ監査を実施する。
3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (1). 取締役は、株主総会議事録と取締役会議事録等の法定文書のほか、重要な職務の執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ）を、関連資料とともに、社内規程等に基づき適切か

つ確実に保存管理する。

(2). 取締役および監査役は、いつでも前項の情報を閲覧することができる。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1). リスク管理体制の基礎となる「リスク管理規程」に基づき、個々のリスクについての管理責任者を決定し、リスク管理体制を構築する。

(2). 不測の事態が生じた場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、それを最小限に止める体制を整える。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1). 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、定例取締役会を原則月1回開催するほか、適宜臨時取締役会を開催する。

(2). 経営に関する重要事項については、社長の諮問機関である経営会議において事前に議論を行い、その審議を経て、取締役会で執行決定を行うものとする。

(3). 将来の事業環境を踏まえた中期経営計画および各半期予算を取締役会で執行決定し、全社的な目標を設定するとともに、各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

6. 当社および子会社から成る企業集団（以下当社グループという）における業務の適正を確保するための体制

(1). 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

・当社は、当社が定める「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求める。

・当社は子会社に対し、子会社の業務および取締役の職務の執行に係る状況を定期的に取締役会または経営会議において報告を求める。

(2). 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・グループ各社が定めた「リスク管理規程」に基づき、リスク管理を担当するリスク管理委員会を設置し、グループ各社のリスクマネジメントの構築、維持、改善推進を行う。

・子会社は、各社のリスクマネジメントを実施し、その状況を当社リスク管理委員会へ報告する。

(3). 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・当社はグループの経営理念、経営方針に基づき、グループ各社の事業遂行のためのグループ中期計画を策定し、その目標達成に向け諸戦略を立案・実行する。

(4). 子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する体制

・当社は子会社に、その取締役および使用人が当社グループ共通のコンプライアンスマニュアルに則り、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める体制を構築させる。

・当社は、当社の通報相談窓口の利用対象をグループ会社にまで拡大し、グループ会社の内部通報および社員相談に対応できる体制を構築する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべきものとして、監査役の求めに応じて内部監査室から使用人若干名を選任し、兼務させる。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

(1). 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指揮命令権限は、その監査業務を補助する範囲において監査役または監査役会に帰属するものとし、同使用人の任命、解任、評価、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を必要とする。

(2). 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、当該他部署の業務が監査役に係る業務を妨げないこととする。

9. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1). 当社グループの取締役および使用人は、監査役の求めに応じて会社および担当業務の執行状況の報告を行う。

(2). 当社グループの取締役および使用人は、会社の信用を大きく低下させるもの、会社に著しい損害を及ぼしたものの、またはその恐れのあるものを発見したときは、速やかに監査役に対し報告を行う。

10. 監査役へ報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社グループの取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役および使用人に周知徹底する。

11. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに費用または債務を処理する。

12. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

(1). 監査役会は代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

(2). 監査役は内部監査室との連携を保ち、必要に応じて同部門に調査を求める。

(3). 監査役は会計監査人と定期的に意見交換および情報交換を行い、必要に応じて報告を求める。

13. 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告の適正性を確保するための内部統制報告体制を構築し、その有効かつ効率的な運用および評価を行う。

14. 反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を、コンプライアンスマニュアルに明記し、社員に周知徹底する。社内の体制としては、総務部を対応統括部署と定め、警察当局、関係団体、弁護士等と連携し、反社会的勢力及び団体に関する情報を積極的に収集するとともに情報共有を図り、組織的に対応できるように体制の整備を行う。